

住民監査請求の手引

1 住民監査請求とは

住民監査請求は、地方公共団体の住民が、当該団体の長等の職員について、財務会計上の違法又は不当な行為があると認めるとき、これを証する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求するものです。

2 どのような場合に監査請求ができるのか（監査対象事項）

監査請求することができる事項は、次に掲げるような財務会計上の行為がある場合です。

- [1] 違法又は不当な公金の支出
- [2] 違法又は不当な財産の取得、管理、処分
- [3] 違法又は不当な契約の締結、履行
- [4] 違法又は不当な債務その他の義務の負担
- [5] [1]～[4]の行為が相当の確実さで予測される場合
- [6] 違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実
- [7] 違法又は不当に財産の管理を怠る事実

なお、上記行為のあった日から1年以上経過している場合（[6][7]を除く。）には監査請求することはできません。

3 誰がどのように監査請求するのか

- [1] 監査請求できる人は、所沢市に住所を有する方です。
- [2] 監査請求する事項について、所沢市職員措置請求書を作成して、申し出るようになっていきます。

なお、請求の要旨には、次の事項について記載して下さい。

- ① 誰が（請求の対象となる職員）
- ② いつ、どのような行為を行っているのか。（監査対象事項）
- ③ その行為は、どのような理由で、違法又は不当であるか。
- ④ したがって、どのような措置を請求するのか。

- [3] 申し出の際には、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面を添付することが必要です。

例・・・公文書公開請求により公開を受けた文書の写し、新聞記事など

- [4] 申し出は、直接持参するか又は郵送して下さい。

4 監査請求の手続きはどうなっているのか。

住民監査請求監査の事務処理手順図のとおり

5 関係法令

地方自治法第242条、地方自治法施行令第172条、地方自治法施行規則第13条。